(2)　「沿岸くろまぐろ漁業」　動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業（法第六条第三項に規定する定置漁業、同条第五項に規定する共同漁業、法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業、法第五十二条第一項に規定する指定漁業、法第六十六条第二項に規定する漁業、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業、同条第三項に規定する届出漁業、都道府県規則により都道府県知事の許可を受けて営む漁業及び法第六十七条第一項の規定に基づく指示により海区漁業調整委員会若しくは連合海区漁業調整委員会の承認又はこれら委員会への届出を要する漁業を除く。）

2　届出

(1)　平成二十三年七月一日から平成二十四年十二月三十一日の間に日本海・九州西海域において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、平成二十三年六月二十日までに、別記様式第一号（漁業協同組合（以下「組合」という。）を経由して届出する場合にあっては別記様式第二号）による届出書に、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第十条による漁船原簿の謄本を添え、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。ただし、届出書中、都道府県から、当該届出に係る船舶が漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を受けたときは、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(2)　前号の規定による届出をした者は、届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号により委員会に変更の届出をしなければならない。この場合において、当該変更の届出が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、漁船法第十条による漁船原簿の謄本を添えなければならない。ただし、届出書中、都道府県から、当該届出に係る船舶が漁船法第十条に規定する登録を受けたものである旨の確認を受けたときは、漁船原簿の謄本の添付を省略することができる。

(3)　前二号の届出は、その住所の所在する都道府県ごとに、別表の上覧に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる委員会事務局（以下「事務局」という。）に提出して行うものとする。なお、別表の上覧に掲げる道府県以外の都道府県に住所を有する届出者は、主たる操業海域の道府県の区分に応じ、当該海域を管轄する事務局に提出するものとする。

3　漁獲実績報告書

(1)　2の届出をした者は、当該届出に係る漁業の当年（平成二十三年にあっては、七月一日から十二月三十一日の間）の漁獲実績報告書を翌年一月三十一日までに事務局に提出しなければならない。

(2)　前項の漁獲実績報告書の様式は、別記様式第四号（組合を経由して提出する場合にあっては別記様式第五号）とする。

4　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十三年四月一日から平成二十五年一月三十一日までとする。

別表

道府県名	委員会事務局及び所在地
北海道	新潟漁業調整事務所 （〒950－0909　新潟市中央区八千代1－5－15）
青森県	
秋田県	
山形県	
新潟県	
富山県	
石川県	境港漁業調整事務所 （〒684－0034　境港市昭和町1番地先）
福井県	
京都府	
兵庫県	
鳥取県	
島根県	
山口県	九州漁業調整事務所 （〒812－0031　福岡市博多区沖浜町8－1）
福岡県	
佐賀県	
長崎県	
熊本県	
鹿児島県	
沖縄県	

様式第一号

沿岸くろまぐろ漁業操業届出書

年　月　日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長　殿

届出者住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）　印

下記により、沿岸くろまぐろ漁業に係る日本海・九州西広域漁業調整委員会指示の届出対象海域において操業しますので、（関係書類を添えて）届出します。

記

1　使用する船舶

(1)　船名

(2)　漁船登録番号

(3)　船舶総トン数

2　漁業の方法　　曳き縄・はえ縄・釣り・その他（　　）

3　操業海域

4　操業予定時期

5　主な水揚げ市場（又は漁協）

6　漁船原簿の登録確認

漁船登録原簿の内容と相違がないことを証明します。

道府県確認印

備考　1　用紙は、日本工業規格Ａ４とすること。

2　漁業の方法は、該当するものに○印をつけること。その他については、（　）に具体的な漁法を記入すること。

3　操業海域は、別図の区分（Ｊ1、Ｊ4～Ｊ10）を記入すること。